



愛媛県報

発 行 愛 媛 県

印 刷 岡田印刷株式会社

平成17年11月 8 日火曜日 第1709号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する規則...1145

告 示

- 新たに生じた土地の確認（愛南町）.....1146
- 字の区域の変更（＃）.....1147
- 道路の供用開始（県道弓削島循環線）.....1147
- 開発行為に関する工事の完了.....1147
- 道路の位置の指定（2件）.....1147

雑 報

理容師国家試験及び美容師国家試験に関する公示.....1148

正 誤

平成17年10月21日付け第1704号愛媛県告示第1904号（開発行為に関する工事の完了）中.....1149

規 則

○愛媛県規則第70号

愛媛県国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する規則を次のように定める。

平成17年11月 8 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、愛媛県国民健康保険調整交付金交付条例（平成17年愛媛県条例第80号。以下「条例」という。）の施行その他愛媛県国民健康保険調整交付金（以下「調整交付金」という。）の交付額の算定に関し、必要な事項を定めるものとする。

（普通調整交付金の交付）

第2条 条例第2条第2項の規定により交付する普通調整交付金は、各市町につき、次の各号に掲げる額の合算額に100分の6を乗じて得た額を、知事の定めるところにより、予算の範囲内で交付する。

- 国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和38年厚生省令第10号。以下「算定省令」という。）第4条第1項第1号イに掲げる額から前々年度の基準超過費用額（同号ロに規定する基準超過費用額をいう。以下同じ。）及び当該年度の基礎賦課額に係る繰入金（同号ロに規定する基礎賦課額に係る繰入金をいう。以下同じ。）の2分の1に相当する額を控除した額
- 前年度の1月1日から当該年度の12月31日までの間における老人保健医療費拠出金額（算定省令第4条第1項第2号に規定する老人保健医療費拠出金額をいう。）
- 前年度の1月1日から当該年度の12月31日までの間に

おける介護納付金額（算定省令第4条第1項第4号イに規定する介護納付金額をいう。）から当該年度の介護納付金賦課額に係る繰入金（同号ロに規定する介護納付金賦課額に係る繰入金をいう。以下同じ。）の2分の1に相当する額を控除した額

2 一部負担金の割合軽減等市町村（算定省令第4条第2項に規定する一部負担金の割合軽減等市町村をいう。以下同じ。）に係る前項の規定により算定する普通調整交付金の額については、同条第2項から第6項までの規定を準用する。

（特別調整交付金の交付）

第3条 条例第2条第3項の規定により交付する特別調整交付金は、次に掲げる国民健康保険事業の運営の安定化に資する事業を行う市町に対し、知事の定めるところにより、予算の範囲内で交付する。

- 医療費の適正化に資する事業
- 国民健康保険の財政の安定化に資する事業
- 保健事業
- その他知事が特に必要と認める事業

第4条 条例第3条第4項の規定により普通調整交付金として交付する額は、各市町につき、次の式により算定した額とする。

$$\text{条例第3条第4項に規定する超過額} = \frac{\text{第2条の規定により算定した当該市町に} \times \text{対して交付する普通調整交付金の額}}{\text{当該普通調整交付金の総額}}$$

（事業の区域に変更を生じた場合の取扱い）

第5条 当該年度の4月2日以後において、甲市町の国民健康保険事業の区域の全部又は一部が乙市町の国民健康保険事業の区域となった場合における乙市町に対して交付する当該年度の調整交付金の額については、当該区域と乙市町のその他の区域とを区分し、その区域ごとに乙市町を別個の市町とみなして算定するものとする。

（端数計算）

第6条 調整交付金の額及び第2条第1項各号に掲げる額を算定する場合において、その算定した金額に500円未満の端数があるときはその端数を切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはその端数金額を1,000円として計算するものとする。

（補則）

第7条 この規則に定めるもののほか、調整交付金の交付額の算定に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、平成17年度分の調整交付金から適用する。

（経過措置）

- 2 平成17年度における普通調整交付金の額は、第2条第1項の規定にかかわらず、各市町につき、次の各号に掲げる額の合算額に100分の4を乗じて得た額とする。
- (1) 算定省令第4条第1項第1号イに掲げる額から平成17年度の基準超過費用額並びに平成17年度の基礎賦課額に係る繰入金及び国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）附則第12項の規定による繰入金（算定省令第4条第1項第1号ロに規定する基礎賦課額に係る額に限る。）の合算額の2分の1に相当する額を控除した額
 - (2) 平成17年1月1日から同年12月31日までの間における概算医療費拠出金（国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第25号。以下「一部改正法」という。）附則第3条第1項第2号イに規定する概算医療費拠出金をいう。以下同じ。）の納付に要する費用の額から当該期間における退職被保険者等概算医療費拠出金相当額（同項第3号イに規定する退職被保険者等概算医療費拠出金相当額をいう。以下同じ。）を控除した額
 - (3) 平成17年1月1日から同年12月31日までの間における概算介護給付費納付金（一部改正法附則第3条第1項第4号イに規定する概算介護給付費納付金をいう。以下同じ。）の納付に要する費用の額から平成17年度の介護納付金賦課額に係る繰入金及び法附則第12項の規定による繰入金（算定省令第4条第1項第4号ロに規定する介護納付金賦課額に係る額に限る。）の合算額の2分の1に相当する額を控除した額
- 3 平成18年度における普通調整交付金の額は、第2条第1項の規定にかかわらず、各市町につき、次の各号に掲げる額の合算額に100分の6を乗じて得た額とする。
- (1) 第2条第1項第1号に定める額
 - (2) 平成18年1月1日から同年12月31日までの間における概算医療費拠出金の納付に要する費用の額から当該期間における退職被保険者等概算医療費拠出金相当額を控除した額
 - (3) 平成18年1月1日から同年12月31日までの間における概算介護給付費納付金の納付に要する費用の額から平成18年度の介護納付金賦課額に係る繰入金の2分の1に相当する額を控除した額
- 4 平成19年度における普通調整交付金の額は、第2条第1項の規定にかかわらず、各市町につき、第1号から第3号までに掲げる額の合算額に100分の6を乗じて得た額並びに第4号に掲げる額から第5号に掲げる額を控除した額及び第6号に掲げる額の合算額の12分の8に相当する額に100分の4を乗じて得た額の合算額とする。
- (1) 第2条第1項第1号に定める額
 - (2) 平成19年1月1日から同年12月31日までの間における概算医療費拠出金の納付に要する費用の額から当該期間における退職被保険者等概算医療費拠出金相当額を控除した額
 - (3) 平成19年1月1日から同年12月31日までの間における概算介護給付費納付金の納付に要する費用の額から平成19年度の介護納付金賦課額に係る繰入金の2分の1に相

当する額を控除した額

- (4) 平成17年度の確定医療費拠出金（一部改正法附則第3条第1項第2号ロに規定する確定医療費拠出金をいう。以下同じ。）の額から同年度の概算医療費拠出金の額を控除した額とその控除した額に係る医療費拠出金調整金額（同号ロに規定する医療費拠出金調整金額をいう。以下同じ。）との合計額
 - (5) 平成17年度の退職被保険者等確定医療費拠出金相当額（一部改正法附則第3条第2号ロに規定する退職被保険者等確定医療費拠出金相当額をいう。以下同じ。）から同年度の退職被保険者等概算医療費拠出金相当額を控除した額とその控除した額に係る医療費拠出金調整金額との合計額
 - (6) 平成17年度の確定介護給付費納付金（一部改正法附則第3条第1項第4号ロに規定する確定介護給付費納付金をいう。以下同じ。）の額から同年度の概算介護給付費納付金の額を控除した額とその控除した額に係る介護給付費納付金調整金額（同号ロに規定する介護給付費納付金調整金額をいう。以下同じ。）との合計額
- 5 平成20年度における普通調整交付金の額は、第2条第1項の規定にかかわらず、各市町につき、同項各号に掲げる額の合算額に100分の6を乗じて得た額から、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除した額及び第3号に掲げる額の合算額の12分の4に相当する額に100分の2を乗じて得た額を控除した額とする。
- (1) 平成17年度の確定医療費拠出金の額から同年度の概算医療費拠出金の額を控除した額とその控除した額に係る医療費拠出金調整金額との合計額
 - (2) 平成17年度の退職被保険者等確定医療費拠出金相当額から同年度の退職被保険者等概算医療費拠出金相当額を控除した額とその控除した額に係る医療費拠出金調整金額との合計額
 - (3) 平成17年度の確定介護給付費納付金の額から同年度の概算介護給付費納付金の額を控除した額とその控除した額に係る介護給付費納付金調整金額との合計額
- 6 一部負担金の割合軽減等市町村に係る附則第2項から前項までの規定による普通調整交付金の額については、算定省令第4条第2項から第6項までの規定を準用する。
- 7 第6条の規定は、附則第2項から前項までの規定による普通調整交付金の額の端数計算について準用する。

告 示

○愛媛県告示第1984号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、愛南町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は愛南町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成17年11月8日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
愛南町古月27の1並びに久良4の1、4の3、4の4、4の7、7、8、10、39の1、39の2、40の2及び41の2の地先	1,747.63

出があった。

平成17年11月8日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面積 (平方メートル)
古月	愛南町古月27の1並びに久良4の1、4の3、4の4、4の7、7、8、10、39の1、39の2、40の2及び41の2の地先 公有水面埋立地	1,747.63

○愛媛県告示第1985号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、愛南町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届

○愛媛県告示第1986号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年11月8日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	弓削島循環線	越智郡上島町弓削下弓削1030番4から 同町弓削明神60番まで	平成17年11月8日

○愛媛県告示第1987号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成17年11月8日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
17西建管第965号 平成17年10月25日	西条市大町字小川224番1	西条市大町191番地6 原 田 隆 志
17松局建（開）第50号 平成17年10月26日	伊予郡松前町大字出作字屋敷田553番5及び553番6	伊予郡松前町大字上高柳263番地7 宇 都 宮 久
17松局建（開）第51号 平成17年10月26日	東温市南方字吹上113番及び114番1	松山市清住二丁目1092番地5 株式会社 清友 代表取締役 山 本 守 厚

○愛媛県告示第1988号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成17年11月8日

愛媛県知事 加戸守行

- 道路の位置
東温市南方字吹上105番の一部及び106番の一部
- 申請人の住所氏名
伊予郡砥部町拾町92番地2
萩生運送株式会社 代表取締役 日浦 清一
- 図面省略

の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成17年11月8日

愛媛県知事 加戸守行

- 道路の位置
伊予郡松前町大字筒井字南内開341番1の一部並びに341番3及び341番4
- 申請人の住所氏名
松山市清住二丁目1092番地5
株式会社 清友 代表取締役 山本 守厚
- 図面省略

○愛媛県告示第1989号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号

雑報

○公 告

理容師国家試験及び美容師国家試験に関する公示

理容師法（昭和22年法律第234号）第3条第1項及び美容師法（昭和32年法律第163号）第4条第1項の規定に基づき、第13回理容師国家試験及び美容師国家試験を次のとおり実施する。

平成17年11月8日

財団法人理容師美容師試験研修センター
理事長 金田 一郎

1 試験期日

- (1) 理容師実技試験 平成18年1月30日（月）から
- (2) 美容師実技試験 平成18年2月6日（月）から
- (3) 理容師筆記試験、美容師筆記試験 平成18年3月5日（日）

2 試験地

松山市

3 試験会場

- (1) 理容師実技試験
松山市小栗六丁目1番26号
学校法人愛媛県美容専門学校
- (2) 美容師実技試験
松山市小栗六丁目1番26号
学校法人愛媛県美容専門学校
- (3) 筆記試験
松山市桑原三丁目2番1号
松山東雲女子大学 松山東雲短期大学

4 試験事項

- (1) 実技試験
 - ア 理容師実技試験
 - (ア) 理容の基礎的技術
 - a カットング
ミディアム分髪スタイルとする。
 - b シェーピング
ネックシェーピング、フェイスシェーピング及び顔面処置とする。
 - c 整髪
分髪線のある基本整髪とする。
 - (イ) 理容を行う場合の衛生上の取扱い
 - イ 美容師実技試験
 - (ア) 美容の基礎的技術
 - a 第1課題 ローラーカールセッティング
 - (a) すべてローラーで巻くこと。
 - (b) フロントはノーパートとし、左右シンメトリーに巻くこと。
 - b 第2課題 カットング
グラデーションボブスタイルとする。
 - (イ) 美容を行う場合の衛生上の取扱い
 - ウ 実技課題の設定条件（試験時間、技術の条件、モデルウィッグの条件、器具・用具の条件）、受験者の留意事項及び持参用具等については、別途配布する「受

験の手引」によること。

(2) 筆記試験

試験課目

- ア 関係法規・制度
- イ 衛生管理
 - (ア) 公衆衛生・環境衛生
 - (イ) 感染症
 - (ウ) 衛生管理技術
- ウ 理容保健又は美容保健
 - (ア) 人体の構造及び機能
 - (イ) 皮膚科学
- エ 理容の物理・化学又は美容の物理・化学
- オ 理容理論又は美容理論

5 試験の一部免除

(1) 理容師国家試験

第12回筆記試験又は実技試験に合格した者については、理容師法施行規則第13条の規定に基づき、その申請により、第13回筆記試験又は実技試験は、その合格した試験が免除される。

(2) 美容師国家試験

第12回筆記試験又は実技試験に合格した者については、美容師法施行規則第13条の規定に基づき、その申請により、第13回筆記試験又は実技試験は、その合格した試験が免除される。

6 受験資格

(1) 理容師国家試験

- ア 理容師法（昭和22年法律第234号）第3条第3項に定める者
- イ 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律（平成7年法律第109号）附則第3条に定める者
- ウ 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律（平成7年法律第109号）附則第5条第1項に定める者

(2) 美容師国家試験

- ア 美容師法（昭和32年法律第163号）第4条第3項に定める者
- イ 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律（平成7年法律第109号）附則第3条に定める者
- ウ 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律（平成7年法律第109号）附則第5条第1項に定める者

7 受験の手続

試験を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出すること。

(1) すべての受験者が提出する書類等

- ア 受験願書
- イ 写真（提出の日前6か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の縦5センチメートル、横4センチメートルのものに、裏面に撮影年月日及び氏名を記入すること）。
- ウ 受験手数料払込金受領証（受験願書裏面の所定の箇所へ貼り付けること）。
- エ 受験票（表面に氏名、現住所、裏面に受験地を記入したもの）。
- オ 受験願書提出後に氏名を変更した者は戸籍謄本又は

抄本

- (2) 6の(1)のア、ウ又は6の(2)のア、ウに該当する者が提出する書類

次のいずれかの書類を提出すること。

ア 厚生労働大臣の指定した理容師養成施設、美容師養成施設の卒業証明書、又は卒業見込証明書

なお、卒業見込証明書を提出した者にとっては、平成18年3月17日(金)午後4時までに卒業証明書を提出することとし、期日までに提出がされなかった場合は、受験資格を満たさなかった者として、当該試験は無効とする。

イ 第12回理容師国家試験結果通知書、美容師国家試験結果通知書

- (3) 6の(1)のイ又は6の(2)のイに該当する者が提出する書類

ア 厚生労働大臣の指定した理容師養成施設、美容師養成施設の卒業証明書、又は第12回理容師国家試験結果通知書、美容師国家試験結果通知書

イ 理容所・美容所の開設者の実地習練証明書、又は第12回理容師国家試験結果通知書、美容師国家試験結果通知書

- (4) 試験の免除を受ける者が提出する書類

第12回理容師国家試験、美容師国家試験の筆記試験合格証明書又は実技試験合格証明書

8 受験に関する書類の提出期間及び提出先

- (1) 提出期間

平成17年12月12日(月)から平成17年12月16日(金)までの午前10時から午後4時まで

- (2) 提出先

〒790 0065 松山市宮西一丁目5番11号

愛媛県宮西ビル3階

財団法人理容師美容師試験研修センター愛媛県支部

- (3) 提出方法

受験に関する書類は原則として持参するものとする。

ただし、郵送する場合は封筒に「理容師国家試験受験願書」又は「美容師国家試験受験願書」と書いて、書留郵便で送付すること。

この場合、平成17年12月16日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。

- (4) 受験に関する書類は、受付後は返却しない。

- (5) 受験に関する書類の受付後は、受験希望地の変更は認めない。

- (6) 受験に関する書類の提出後に、氏名又は現住所に変更を生じたときは、受験に関する書類を提出した財団法人理容師美容師試験研修センター愛媛県支部へ直接申し出ること。

9 受験手数料

実技試験を受験する場合の受験手数料13,000円、筆記試験を受験する場合の受験手数料9,600円は、銀行振込又は郵便振替(財団法人理容師美容師試験研修センター所定の払込用紙を用いる場合に限る)により納付すること。

この場合において、銀行振込等に要する手数料は受験者の負担とする。

10 受験票の交付

- (1) 受験に関する書類を持参した場合は、書類の受付の際に交付する。

- (2) 受験に関する書類を郵送した場合は、財団法人理容師美容師試験研修センター愛媛県支部から受験者あてに受験票に記載された現住所へ直接送付する。

11 合格者の発表

合格者の発表は、平成18年3月31日(金)午前9時に厚生労働省及び財団法人理容師美容師試験研修センターに受験番号を掲示する。

なお、受験者全員に試験結果通知書を送付し、合格者には合格証書を併せて送付する。

12 受験の手引等の配布

- (1) 受験の手引、願書用紙、写真台紙及び払込用紙等を請求しようとする者は、財団法人理容師美容師試験研修センター愛媛県支部まで申し出ること。

配布の期間は、平成17年11月7日(月)から平成17年12月9日(金)までの期間の午前9時から午後5時までとする。

ただし、この期間の土曜日、日曜日及び祝日は除く。

なお、郵送を希望する者は、住所、氏名及び郵便番号を記載した返信用封筒(封筒の大きさは角型2号、縦32ミリメートル、横240ミリメートル)に240円の郵便切手を貼り付けたものと希望する受験の区分(実技筆記両方受験、実技のみ受験、筆記のみ受験)を添えて上記支部まで申し出ること。

配布の期間に限り受け付ける。

- (2) その他の受験に関する書類の常置場所

・松山市宮西一丁目5番11号

愛媛県宮西ビル3階

愛媛県理容生活衛生同業組合

・松山市宮西一丁目5番11号

愛媛県宮西ビル3階

愛媛県美容業生活衛生同業組合

・新居浜市若水町二丁目3番44号

社団法人東予理容美容専門学校

・松山市小栗六丁目1番26号

愛媛県美容専門学校

・松山市馬木町12番地

愛媛県立松山聾学校

・宇和島市妙典寺前乙576番地

社団法人宇和島美容学校

13 その他詳細についての問い合わせ先

〒790 0065 松山市宮西一丁目5番11号

愛媛県宮西ビル3階

財団法人理容師美容師試験研修センター愛媛県支部

電話 (089)924 0804

正 誤

○正 誤

平成17年10月21日付け第1704号愛媛県告示第1904号(開発行為に関する工事の完了)中

ページ	箇所	誤	正
1086	表の開発許可を受けた者の住所及び氏名の欄中上から2段目	荻山 正治	荻山 正浩